

平成 2 5 年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 行政財産の目的外使用許可について
- 3 監査対象 上下水道局総務課
- 4 監査実施期間 平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日から平成 2 6 年 2 月 4 日まで
- 5 監査結果報告 平成 2 6 年 3 月 2 8 日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【上下水道局総務課】

<p>2（1）使用料の算定について ア 使用料に消費税及び地方消費税が課されていなかった。消費税法第 6 条及び消費税法施行令第 8 条に基づき消費税及び地方消費税を課すこと。</p>	<p>【措置済】 平成 2 6 年 4 月 1 日 消費税法第 6 条及び消費税法施行令第 8 条に基づき消費税及び地方消費税を課すこととした。</p>
<p>3（2）使用状況の実査の記録について 実査は行われていたが、記録が文書にして残されていなかった。文書にして残すこと。</p>	<p>【措置済】 平成 2 6 年 4 月 1 日 使用状況の実査について、文書にて記録することとした。</p>